

第 86 号議案

小城市放課後児童健全育成事業実施要綱を廃止する  
告示について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 26 日提出

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

児童福祉法の一部改正と小城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定により、新たに事業を実施するための規則を制定するため、小城市放課後児童健全育成事業実施要綱を廃止するものである。

小城市教育委員会告示第 号

小城市放課後児童健全育成事業実施要綱を廃止する告示

小城市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成 20 年小城市教育委員会告示第 4 号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。